

# 携帯電話の取り扱いに関する規定

(教室掲示用)

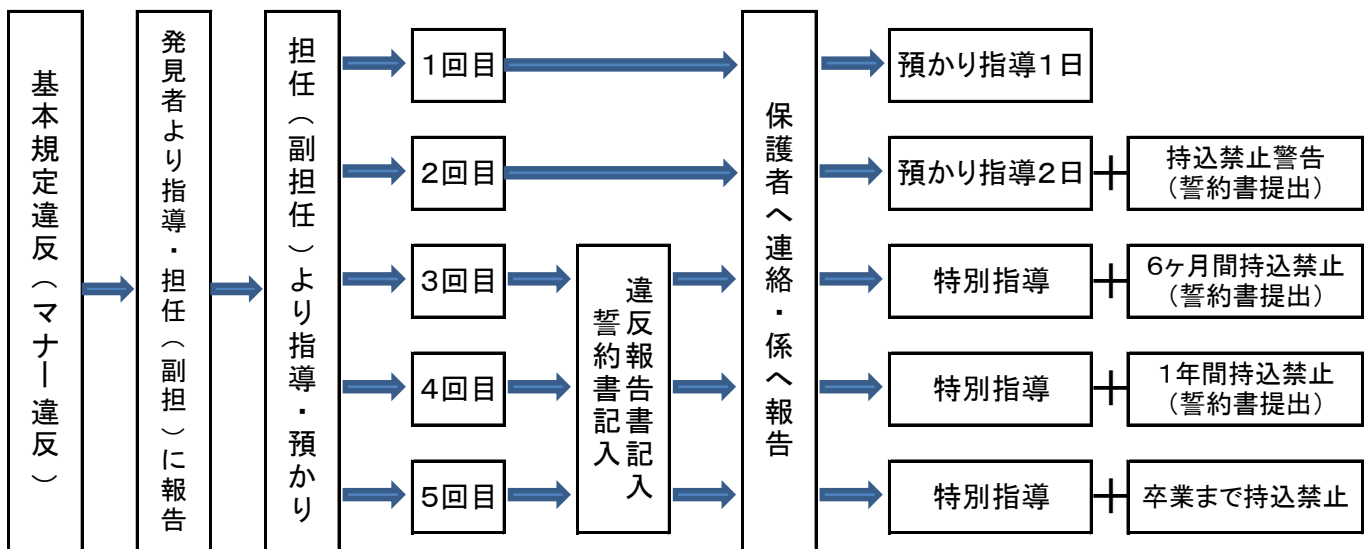
携帯電話の使用については、本来、緊急連絡手段として許可するものであり、それ以外の目的で使用してはならない。

## 1 基本規定

- ① この規定は学校敷地内において適用される。(学校正門前、裏門前も含む)ただし、職員が許可する場合はこの限りではない。
- ② 校内では必ず電源を切る。
- ③ 緊急時の使用は、許可を受けた職員の前、もしくは許可を得た場所で行うこと。  
\* 廊下やトイレ、校庭、移動教室、更衣室、部室等、使用を許可された以外の場所での使用(着信の確認や時間の確認を含む)をしてはならない。
- ※④ 授業中及び授業以外の拘束時間(各種集会、清掃時間、学校行事等)の使用は禁止する。
- ※⑤ 校内・外を問わず、公共物を利用した充電を禁止する。
- ※⑥ 考査中は、必ず電源を切ってバッグに入れる。
- ⑦ 携帯電話は各自で責任をもって管理する。
- ⑧ 注意を受けその指導を拒む者、指導が度重なる者は特別指導の対象とする。  
[※については、下記の(2)の指導を行う。]
- ⑨ 学校内外を問わず、マナーに反する行為や、人権を侵害するような行為は絶対してはならない。  
( SNS(インスタグラム、ツイッター、フェイスブック、その他)での悪質な投稿など )

### (1) マナー違反指導

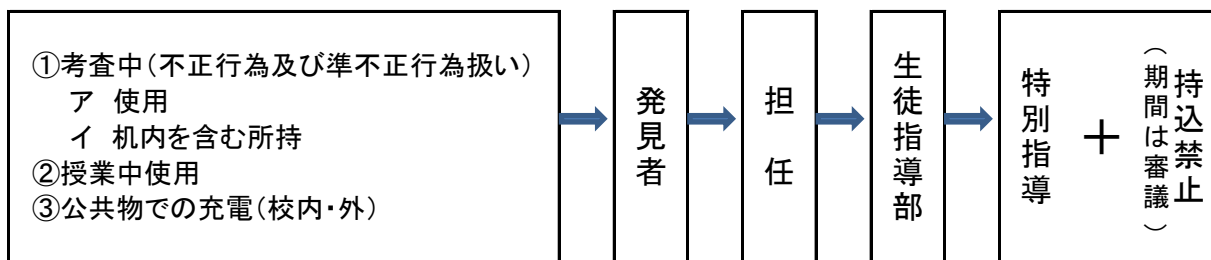
- マナー違反は預かり指導の対象となる。また累積3回で特別指導の対象となる。
- ※ マナー違反の対象: 始業前、休み時間、昼食時間、放課後における使用



- 持込禁止等の誓約書については、必ず携帯係を通して発行してもらうこと。
- 持込禁止期間中の持込等は、原則、マナー違反4回目以降の指導に準ずる。

### (2) 悪質なマナー違反指導

- 悪質なマナー違反は特別指導の対象となる。
- ※ 悪質なマナー違反の対象: 授業中、考査中、清掃時間、実習、農場当番、学校行事における使用



### (3) その他

- 規定が守られないようであれば、携帯持込を禁止する。